

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：平成30年12月5日（平成30年（独個）諮問第58号）

答申日：令和元年9月27日（令和元年度（独個）答申第30号）

事件名：本人に係る「「職業評価結果資料における誤認，捏造，曲解に係る疑義問い合わせ」への回答について」等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる保有個人情報（以下，順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい，併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき，開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し，平成30年8月2日付け30高障求発第160号及び同月30日付け同第184号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下，順に「原処分1」及び「原処分2」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

ア 争点は，以下の3点（ア）から（ウ）である。

##### （ア）文書の虚偽性

##### a 職員Bが作成した虚偽職業評価（特定センター）

障害者台帳に係る個人情報ファイル簿 5 個人情報ファイルの記録項目26及び27

##### b 職員Cが作成した虚偽有印公文書（同上）

平成28年特定日付け特定文書番号「職業評価結果資料における誤認，捏造，曲解に係る疑義問い合わせ」への回答について上記aの文書及びbの文書の虚偽性について職員Dは何の説明もしていない。

開示請求時に虚偽文書が対象にされているにも関わらず，職員D

は虚偽性を無視し開示請求（原文ママ）を行おうとしている。

職員Dは「虚偽ではない」と答えているので、仮にそうであれば「虚偽文書は不存在」とすれば良いが何故かそうしていない。

一方で「虚偽ではない」と強弁しながらその根拠を求められても何も答えていないので、新規の開示請求により当該根拠をその対象とする。

(イ) 相互に密接な関連を有する文書

上記(ア)のbの文書はaの文書に基づいて作成されているにも関わらず、職員Dは保管場所が異なるという理由により両者間に相互な密接な関連（原文ママ）を認めていない。

しかし両者の記載内容及び作成経緯を踏まえれば、保管場所が異なるにせよ相互に密接な関連を有する事は明らかである。

一方で、職員Dは保管場所が異なる事を事由に挙げているが、要領にはそれであっても相互に密接な関連を有する場合は書かれているので、職員Dの判断は明らかに失当であり、これを改める事を要求する。

そもそも要領には「個人情報保護窓口において客観的に行う」と書かれているので、特定課の職員Dがその判断を行っている事自体が要領に違反している。

(ウ) 記録の存否及び記録を特定する情報の提供

先ず資料として、「職員A及び職員Cが作成した虚偽有印公文書に係る記録一覧」（2018年特定日）を添付する。

当該一覧を見ても分かる通り回答が一致しておらず、「記録が存在しない、存在しないにも関わらず廃棄簿にも記載されていない」という極めて杜撰な記録管理が露呈されている。（中略）

イ 要求

審査請求人は、行政不服審査法（以下「行審法」という。）に基づき以下の7点（ア）から（キ）を要求する。

(ア) 審査請求人は、行審法31条に基づき、口頭意見陳述の実施を求める。

(イ) 審査請求人は、行審法32条に基づき、上記ア(ア)のa及びbの2文書が「虚偽である」証拠書類2通（下記）を提出するので、機構にも当該公文書が「虚偽ではない」証拠書類の提出を求める。

a 職業評価結果資料における誤認、捏造、曲解に係る疑義問い合わせ（2016年特定日）

b 疑義問い合わせに対する回答への反論書（2016年特定日）

(ウ) 審査請求人は、行審法33条に基づき、機構に対し上記ア(ア)のa及びbの2文書が「虚偽ではない」証拠書類の提出を求める。

(エ) 審査請求人は、行審法 3 4 条に基づき、当件に關与している特定労働局及び特定市発達障害者支援センターの各職員達に事実の陳述を求める。

(オ) 審査請求人は、行審法 3 5 条に基づき、特定センターにおける検証を要求する。特定センターは、本件開示請求に際し開示請求文書の存否、真偽及びその根拠についてろくに答えておらず、特に担当者である職員 E が記録の存否に嘘をついている始末なので、当該記録について物理的な検証、即ち視認を要求する。

(カ) 審査請求人は、行審法 3 6 条に基づき、機構に対し本件開示請求文書の存否、真偽及びその根拠について質問する事を求める。

主因を職員 D として、機構はそれらについて嘘をつきその嘘がばれたら逃げている、或いは何も答えずに逃げている、更に稀に答えたとしても、回答者によってその内容が異なっており、開示請求の手続きを正常に行えていない。

(キ) 審査請求人は、行審法 8 4 条に基づき、下記 3 点について情報の提供を求める。

a 行審法 8 4 条に基づく疑義 1 (2018 年特定日, 追記同年特定日)

b 行審法 8 4 条に基づく疑義 2 (2018 年特定日)

c 行審法 8 4 条に基づく疑義 3 (2018 年特定日)

## (2) 意見書

ア 理由説明書(下記第 3 の 1 (2))において、「平成 29 年 7 月 29 日付けで審査請求人から」と書かれているが、この年号は誤りであり、正しくは「平成 30 年 7 月 29 日付け」である。

イ 理由説明書(下記第 3 の 3 の (2))において、「相互に密接に関連」と書かれているが、これは誤りであり、正しくは「相互に密接な関連」である。

ウ 理由説明書(下記第 3 の 4 (1) ないし (5))への反論

(ア) 機構は「虚偽ではなく、適正に作成されたものである」と書いているが、これ自体が虚偽である。(中略)

(イ) 機構は「両文書は目的を異にし、別々に管理している」事を以て両者に「相互に密接な関連」を有していないと判断しているが、この解釈は、両者の作成経緯等を踏まえれば、失当である。(中略)

(ウ) 機構は「職員 A 及び職員 C が作成した虚偽有印公文書に係る記録一覧」に基づく諸記録が「廃棄された」と答えているが、これには複数の疑義があり、尚且つ機構はそれに答えていない。(中略)

(エ) 機構は「法 4 2 条により、行審法第 2 章第 3 節の規定は適用しないとされていることから、対応の必要がない」旨書いているが、こ

の解釈は法律を無視しているので明らかに失当である。（中略）

（オ）機構は「行審法 8 4 条に基づく疑義 1, 2 及び 3」に対し、「必要な情報以外の情報の提供を求めていることから、対応の必要がない」と書いているが、審査請求書に書かれている内容と当該疑義内容を読み比べれば、「必要な情報以外の情報の提供を求めている」とは到底判断され得ない。（以下略）（資料略）

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求については、以下の理由により原処分を維持し、請求を棄却することが適当であるものとする。

#### 1 審査請求の経緯

- (1) 平成 30 年 6 月 15 日付けで審査請求人から本件対象保有個人情報 1 に係る開示請求があった。これに対し機構は、保有個人情報の特定を行い、補正の必要はないことから同年 7 月 11 日付けで開示請求手数料の納付依頼を行った。しかしながら、納付期日までに同手数料が納付されなかったことから、同年 8 月 2 日付け 30 高障求発第 160 号により、法 18 条 2 項の規定に基づき開示しない旨の決定（原処分 1）を行った。
- (2) また、同内容の保有個人情報（本件対象保有個人情報 2）について、平成 30 年 7 月 29 日付け（日付訂正済み）で審査請求人から保有個人情報の開示請求があった。併せて、審査請求人から電子メールで同年 7 月 30 日と 8 月 2 日に文書の虚偽性について疑義照会があり、機構は同月 1 日及び 3 日に回答を行った。その上で機構は、保有個人情報の特定を行い、補正の必要はないことから、同月 10 日付けで開示請求手数料の納付依頼を行った。しかしながら、納付期日までに同手数料が納付されなかったことから、同月 30 日付け 30 高障求発第 184 号により、法 18 条 2 項の規定に基づき開示しない旨の決定（原処分 2）を行った。
- (3) その後、審査請求人から平成 30 年 11 月 4 日付けで本件審査請求が特定障害者職業センターに提出（機構の個人情報保護窓口に回送し、同月 8 日に受付）されたものである。

#### 2 本件審査請求の対象とされた保有個人情報について

上記 1 において審査請求人による本件各開示請求及び本件審査請求の対象とされた保有個人情報は、いずれも同内容であり、次の 2 文書に記録されている。

- ① 職員 C が作成（原文ママ）した虚偽有印公文書 特定障害者職業センター 平成 28 年特定日付け特定文書番号「職業評価結果資料における誤認、捏造、曲解に係る疑義問い合わせ」への回答について
- ② 職員 B が作成した虚偽職業評価 特定障害者職業センター 障害者台帳に係る個人情報ファイル簿 5 個人情報ファイルの記録項目 26 及び 27〔本件各開示請求の対象としては記録項目 1～29〕

2点の文書は、①については文書番号及び日付から特定し、②については、審査請求人の個人名から特定した。

### 3 審査請求人の争点及び要求

- (1) 上記2の①と②の文書について、虚偽ではないことの根拠の回答
- (2) 上記2の両文書は「相互に密接な関連を有する文書」（字句訂正済み）であることの主張
- (3) (略)
- (4) 行審法31条～36条に基づく対応の要求
- (5) 行審法84条に基づく要求

### 4 3の対応について

- (1) 当該保有個人情報、虚偽ではなく、適正に作成されたものであること。また、審査請求人は開示請求手続による当該保有個人情報の取得及び確認（開示の実施）を行わないまま、一方的に虚偽性を主張していること。
- (2) 上記2の①の文書は、審査請求人からの疑義に対し回答するために作成した文書であり、②の文書は審査請求人の職業評価や職業リハビリテーション計画等を取りまとめた文書であることから、両文書は目的を異にし、別々に管理している文書であること。
- (3) (略)
- (4) 法42条により、（開示決定等に係る審査請求については、）行審法第2章第3節の規定は適用しないとされていることから、対応の必要がないこと。
- (5) 審査請求人は、行審法84条に規定する「不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報」以外の情報の提供を求めていることから、対応の必要がないこと。

### 5 審査請求人の主張について

審査請求人は行審法による対応を主張しているが、機構は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等に基づき不開示決定の手続を取っていることから、原処分を維持することの判断に何ら影響するものではない。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月29日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 令和元年9月4日 審議
- ⑤ 同月25日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、別紙の1及び2に掲げる保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。処分庁は、審査請求人に対し、開示請求に必要な手数料の納付を求めたものの、これが納付されなかったことから、開示請求に形式上の不備（開示請求手数料の未納）があるとして、不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

## 2 原処分の妥当性について

(1) 理由説明書の記載（上記第3の1）及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、補正の求めに係る経緯等について、おおむね以下のとおり説明する。

### ア 開示請求手数料について

(ア) 独立行政法人等における保有個人情報の開示請求手数料については、法26条2項により、実費の範囲内において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律26条1項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定めることとされている。

(イ) これを受けて、機構では、「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」（平成17年3月29日要領第22号）において、開示請求手数料を、保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円と定めた上で、ただし書として「一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を1通の開示請求書で行う場合には、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなすものとする」としている。

また、その納付の方法については、機構の個人情報保護窓口（企画部情報公開広報課）における現金による納付、又は、個人情報保護窓口が指定する銀行口座への振込による納付のいずれかの方法によることとしている。

なお、開示請求手数料が納付された場合には、機構において受領したことを示すため、実務上、開示請求書の所定の欄に、「領収済」印を押印し、納付額と納付日を記載することとしている。

### イ 本件各開示請求の補正の経緯について

(ア) 法26条1項では、開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示請求に係る手数料を納めなければならないとされているところ、審査請求人から、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2について、それぞれ平成30年6月15日

付け及び同年7月29日付けで、開示請求手数料が未納のまま、開示請求が行われた。

(イ) 処分庁は、本件対象保有個人情報1の開示請求に必要な開示請求手数料を、別紙の1の(1)及び(2)に掲げる保有個人情報計2件分600円(300円×2件)として、平成30年7月11日付け30高障求発第142号の別紙により開示請求者に対して納付(銀行振込)依頼を行ったが、期限の同月23日までに同手数料が納付されなかったことから、同年8月2日付け同第160号により、開示請求手数料の未納による形式上の不備を理由として、不開示決定(原処分1)を行った。

(ウ) また、処分庁は、本件対象保有個人情報2の開示請求に必要な開示請求手数料を、別紙の2の(1)及び(2)に掲げる保有個人情報計2件分600円(300円×2件)として、平成30年8月10日付け30高障求発第169号の別紙により開示請求者に対して納付(銀行振込)依頼を行ったが、期限の同月24日までに同手数料が納付されなかったことから、同月30日付け同第184号により、開示請求手数料の未納による形式上の不備を理由として、不開示決定(原処分2)を行った。

#### ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書及び意見書において、本件対象保有個人情報1に係る2文書(別紙の1の(1)及び(2)に掲げる保有個人情報が記録された文書)及び本件対象保有個人情報2に係る2文書(別紙の2の(1)及び(2)に掲げる保有個人情報が記録された文書)は、それぞれ相互に密接な関連を有する文書である旨主張するが、(1)に掲げる文書は、審査請求人からの疑義に対し回答するために作成した文書であり、(2)に掲げる文書は、特定障害者職業センターの各利用障害者を対象に行われた職業評価についての結果や職業リハビリテーション計画等を取りまとめた文書のうち、審査請求人に係るものであることから、両文書は作成目的等を異にしており、相互に密接な関連を有する文書であるとはいえない。したがって、開示請求手数料については各2件分と算定したものである。

(2) 当審査会において、諮問書に添付されている本件各開示請求書を確認したところ、機構が開示請求手数料を受領したことを示す印並びに納付額及び納付日のいずれも記載されていることは認められない。

(3) また、別紙の1の(1)及び(2)に掲げる保有個人情報が記録された文書(別紙の2の(1)及び(2)に掲げる保有個人情報が記録された文書についても同じ。)が相互に密接な関連を有する文書ではないこ

とから、開示請求手数料については2件分として算定したとする上記

(1)ウの諮問庁の説明も、不自然、不合理であるとは認められない。

(4)さらに、当審査会において、処分庁が開示請求者に対して行った求補

正文書の写しの提示を諮問庁から受けて確認したところ、上記(1)イ

(イ)及び(ウ)の諮問庁の説明のとおり、本件対象保有個人情報1及び

本件対象保有個人情報2の開示請求に必要な開示請求手数料を、それ

ぞれ所定の期限までに銀行振込の方法によって納付するよう開示請求者

に対して求めるとともに、期限までに納付されない場合には、同手数料

の納付の意思がないものとして扱う旨を開示請求者に伝えていたことが

認められる。それにもかかわらず、開示請求者から同手数料が納付され

なかった以上、本件各開示請求については、開示請求手数料の未納とい

う形式上の不備があるといわざるを得ない。

(5)以上のとおり、本件各開示請求については、開示請求手数料の未納と

いう形式上の不備があるので、不開示とした原処分は妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

原処分における「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」をみると、「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄には、保有

個人情報開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報」欄の該当部分の記載をそのまま転記していることから、保有個人情報の名称として適切

なものとはいえない記載となっている。また、別紙の1の(2)及び2の

(2)に掲げる保有個人情報についても、本人の職業評価の該当年度が記

載されていない。今後、処分庁においては、適切な事務処理が望まれる。

### 5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、各開示請求に形式上の

不備があるとして不開示とした各決定については、各開示請求に開示請求

手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示とした

ことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

## 別紙 本件対象保有個人情報

### 1 本件対象保有個人情報 1

- (1) 「職員 A 及び職員 B が作成し職員 C が行使した虚偽有印公文書 職業リハビリテーション部指導課 平成 28 年特定日付け特定文書番号「職業評価結果資料における誤認, 捏造, 曲解に係る疑義問い合わせ」への回答について」に記録された保有個人情報
- (2) 「職員 B が作成した虚偽職業評価 特定障害者職業センター 障害者台帳に係る個人情報ファイル簿 5 個人情報ファイルの記録項目 1 ～ 29」に記録された保有個人情報

### 2 本件対象保有個人情報 2

- (1) 「職員 A, 職員 C 及び職員 B が作成し職員 C が行使した虚偽有印公文書 職業リハビリテーション部指導課 平成 28 年特定日付け特定文書番号「職業評価結果資料における誤認, 捏造, 曲解に係る疑義問い合わせ」への回答について」に記録された保有個人情報
- (2) 「職員 B が作成した虚偽職業評価 特定障害者職業センター 障害者台帳に係る個人情報ファイル簿 5 個人情報ファイルの記録項目 1 ～ 29」に記録された保有個人情報